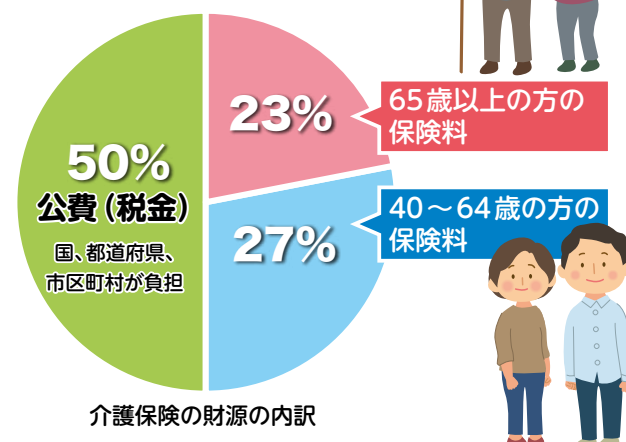
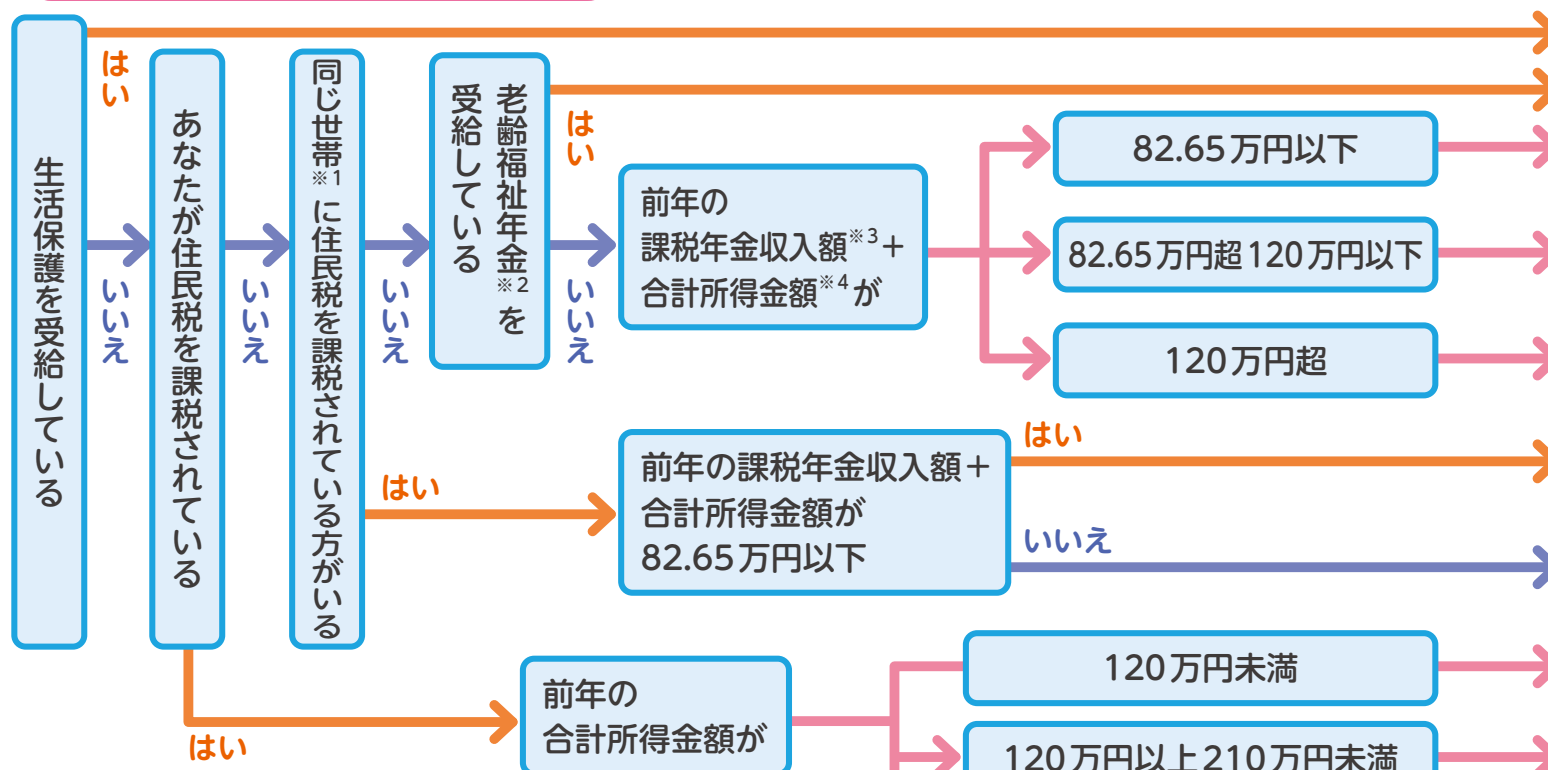


社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営され、介護保険給付、地域支援事業以外の用途に使用されることはありません。みなさんの保険料が合志市の介護保険を支えています。



あなたの介護保険料は？



※1 世帯 世帯の判断基準日は4月1日(賦課期日)です。4月2日以降に世帯内に異動(転入・転出・死亡等)があっても、所得段階は変わりません。なお、他の市区町村から転入した方や65歳に達した方の世帯の判断基準日は資格取得日になります。

※2 老齢福祉年金 大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※3 課税年金収入額 課税対象となる国民年金や厚生年金、共済年金などの年金収入額のことです。障害年金や遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※4 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額です。1～5段階については、上記から公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用い、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

● 令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定においては、合計所得金額および住民税課税・非課税の判定について調整を行います。このため、住民税非課税でも課税扱いとなる場合があります。

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

$$\text{市に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{市に住む65歳以上の方の人数}$$

合志市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **6,400円**(月額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	1,824円	21,888円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円以下の方	基準額 × 0.485	3,104円	37,248円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円超120万円以下の方	基準額 × 0.685	4,384円	52,608円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円超の方	基準額 × 0.90	5,760円	69,120円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円以下の方	基準額 × 1.00	6,400円(基準額)	76,800円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 82.65万円超の方	基準額 × 1.20	7,680円	92,160円
第7段階	120万円未満の方	基準額 × 1.30	8,320円	99,840円
第8段階	120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.50	9,600円	115,200円
第9段階	210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.70	10,880円	130,560円
第10段階	320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.90	12,160円	145,920円
第11段階	420万円以上520万円未満の方	基準額 × 2.10	13,440円	161,280円
第12段階	520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.30	14,720円	176,640円
第13段階	620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.40	15,360円	184,320円
	720万円以上の方			